

令和5年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業 認可外保育施設の 指導監督基準の適合促進に関する 調査研究

事例集

KPMGコンサルティング株式会社

令和6年3月

はじめに

本資料について

本資料は、主として地方自治体が実施する認可外保育施設の指導監督等の業務において、適合促進に寄与するよう、業務の質の向上・効率化の参考資料になることを目的として作成した事例集です。

- 認可外保育施設の指導監督等の業務を実施する全国の自治体に、立入調査の実施体制や取組み内容等についてヒアリングを行い、参考となる事例の整理を実施しました。
- 特に「立入調査における工夫」、「巡回支援指導員活用による効果について」、「適合促進に向けた自治体の取組み」に着目して事例を記載しています。

目次

	ページ
I 対象自治体一覧	4
II 立入調査における工夫	6
III 巡回支援指導員活用による効果について	17
IV 適合促進に向けた自治体の取組み	22

I 対象自治体一覧

認可外保育施設の指導監督等を行う、全国13自治体に対しヒアリングを実施

自治体	地域	都市区分	施設数	立入調査実施率	巡回支援指導員の活用
A	東日本	都道府県	1,047	25%	○
B	西日本	政令市	139	26%	○
C	西日本	都道府県	200	21%	×
D	西日本	都道府県	326	46%	×
E	東日本	都道府県	152	100%	○
F	西日本	政令市	111	100%	○
G	西日本	都道府県	88	100%	○
H	西日本	中核市	83	100%	○
I	西日本	政令市	64	100%	○
J	西日本	政令市	281	29%	○
K	東日本	政令市	148	95%	×
L	東日本	政令市	61	100%	×
M	東日本	権限移譲の自治体	59	47%	×

Ⅱ 立入調査における工夫

巡回支援指導員を活用することで、自治体職員に不足する専門性と人手を補完

ポイント

- 保育の専門的な知識を有する巡回支援指導員と自治体職員がペアを組み、巡回指導を兼ねて立入調査を実施。
- 保育の専門的な領域とそれ以外で役割分担をし、効率的かつ専門的に立入調査を実施。

自治体G

- 巡回指導を兼ねて立入調査を実施しており、巡回支援指導員と県の職員が2名ペアで立入調査を実施している。巡回支援指導員には指導監督基準のうち、主に保育内容、保健衛生に関して確認してもらっている。
- 巡回支援指導員は、午睡チェックや、こどもの心に寄り添った保育ができていないか等、自治体職員ではわからない部分を確認している。

自治体E

- 立入調査を実施する職員が各福祉保健事務所に1名しかいないため、巡回支援指導員8名を、県内10圏域の各福祉保健事務所へ配置している。巡回支援指導員の配置のない福祉保健事務所については、職員のみでの対応となる。巡回支援指導員は、保育専門が7名、給食専門が1名となる。
- 1施設に対する立入調査の実施体制については、事務職員1名と保育専門相談員（巡回支援指導員）1名の2名ペアで実施している。
- 当該自治体では、立入調査を巡回指導と兼ねて実施しており、一般的な書類の確認、評価は、自治体の正規職員にて行い、保育内容に関する確認、評価（指導計画等の記録の確認）については、巡回支援指導員にて実施している。

巡回支援指導員を活用することで、自治体職員に不足する専門性と人手を補完

自治体H

- 認可外保育施設の指導監督等の業務の実施体制は、全体で7名。うち1名が再任用かつ保育士である。7のうち6名の職員は認可保育施設の立入調査も担当している。巡回支援指導員は会計年度任用職員で4名おり、保育士が2名、栄養士が2名となっている。立入調査においては、**2~3名1組で訪問し、必ず保育士が1名含まれる**ようにしている。自治体職員と巡回支援指導員での役割分担はなく、保育士とそれ以外で役割を分担している。**保育士には保育計画等の保育の専門的な領域を確認**してもらい、それ以外を自治体職員、栄養士が確認している。
- 巡回支援指導員については、立入調査だけでなく、**巡回指導も担当**しており、巡回支援指導員の保育士、栄養士が1施設1名ずつの体制で実施している。巡回支援指導員を活用して、**自治体職員の業務負担が大幅に改善**された。

施設が多い等の自治体においては、巡回支援指導員が巡回を行うことで施設のリスク濃淡を把握し、職員による業務の効率化を実施

ポイント

- 立入調査の未実施施設を中心に、巡回支援指導員を活用して巡回指導の体制を強化。
- 巡回支援指導員と業務を分担することで自治体職員の負荷を軽減しながら、「保育の質」に関する専門的な助言により立入調査、巡回指導の質を向上させている。

自治体A

- 巡回支援指導員を活用して巡回指導における自治体の体制を強化している。
- 立入調査の未実施施設も一定数あるという状況において、日頃の保育現場を確認する仕組みが重要という判断から認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童と保護者の安全・安心を確保するため、巡回支援指導員による「巡回指導チーム」を編成し、体制を強化した。
- 巡回指導は、1年に1回の訪問を目標として実施している。その結果、懸念がある施設については、立入調査に入ったり、あるいは、2、3回と巡回指導訪問を行い、改善を促している。

自治体F

- 1施設につき会計年度任用職員や再任用職員の巡回支援指導員2名で立入調査を実施している。自治体職員は、主に指摘事項があった施設や保護者から苦情があった施設を中心に同行をしている。評価については巡回支援指導員が一通り実施し、職員はその結果を確認するようにしている。
- 巡回支援指導員の人数を増員することにより、安全に対する研修の実施（年3回程度）や、立入調査回数を2回に増やすなど、指導監督の体制を強化することができた。
- 巡回支援指導員には施設所長の経験者が多く、事前に状況報告書を読み込んで、ある程度状況を理解してもらえる。

職員の新規採用や他部署からの応援等により人手を拡充し、全件の立入調査を実施

ポイント

- 職員採用に関し、地道な周知活動により、増員ができた結果、立入調査の全件実施が可能に。
- 自治体内で立入調査、巡回指導の実施が可能となるように細かなスケジュール組みを実施。

自治体D

- 令和4年度立入調査実施率が低かった理由は、人手不足（欠員）によるもので、令和5年度以降、施設への指導監督基準を強化するために、職員の増員を検討。
- 施設数が多いため、人員が不足すると全件実施することが難しい状況であった。
- 令和5年度に関しては定員を1名増員し、6名採用することができ、欠員が補充れ、立入調査の全件実施が可能となった。

自治体I

- 立入調査を実施する担当者は7名となっており、うち再任用の保育教諭が2名、残りの5名は自治体の正規職員であり、そのうち4名が現役の保育教諭である。1施設に対して3名で班を編成している。立入調査の担当者と巡回指導の担当者は異なっており、巡回指導は立入調査の担当でない保育教諭、栄養士が、2名ペアを組んで実施することとしている。
- 立入調査、巡回指導に人は割いているが、全員が認可保育施設の立入や、小規模の巡回指導等と兼務となっている。細かくスケジュールを組んでいるため、この体制で指導監督等業務を実施することができている。

注意の必要な施設へ適切なタイミングで立入調査ができるよう、計画立てを実施

ポイント

- ・ 調査開始前半に注意の必要な施設へ優先的に立入調査することで、効率的に立入調査が実施できている。

自治体G

- ・ 6月上旬に全施設に対して一斉に通知を出し、7～11月にかけて認可外保育施設の立入調査を実施する。送迎バスを保有している施設に対しては、バス内への置き去りによる熱中症防止の観点から、7～8月の早い時期に立入調査を実施することとしている。

立入調査の対象施設の絞り込みを行い、リスクの高い施設へ優先的、重点的に立入調査を実施

ポイント

- ・ 巡回支援指導員を活用し、よりリスクの高い施設を報告。
- ・ 問題のある施設に対して、自治体職員が立入調査を実施することで、業務負荷を軽減。

自治体J

- ・ 立入調査の未実施施設、前年度指導のあった施設、巡回支援指導員から報告のあった施設を中心に立入調査を実施している。
- ・ 5～6月の間に職員が立入調査を行い、巡回支援指導員が夏頃から巡回を開始、そこで問題があった施設に対し職員が追加で立入調査を実施する。
- ・ 巡回支援指導員に巡回指導を実施してもらうことで、問題のある施設について立入調査を実施することができるようになった。対象施設を絞り込むことで、効率的に立入調査が実施できている。

自治体F

- ・ 毎年全施設に対して立入調査を実施しており、1施設につき会計年度任用職員や再任用職員の巡回支援指導員2名で立入調査を実施している。自治体職員は通常同行せず、指摘事項があった際や、保護者から苦情があった施設については同行をしている。
- ・ 評価については巡回支援指導員がその場で実施し、入力作業まで行っている。
- ・ 年2回の立入調査と巡回指導を兼ねて対応しているが、加えて新規施設の立ち上げや、転居、通報があった際には、調査時期以外でも巡回訪問をしている。

立入調査の対象施設の絞り込みを行い、リスクの高い施設へ優先的、重点的に立入調査を実施

自治体K

- 前年度複数項目において指導になっている施設や、新規の施設、注意の必要な施設へ優先的に実施している。
- 年度の前半に上記のような注意の必要な施設の立入調査を実施し、後半に残りの施設を実施するようにスケジュールを組んでいる。

マニュアルの作成、全体研修の実施により職員の専門性の向上と、スムーズな業務遂行を可能にしている

ポイント

- ・ 研修、マニュアルの作成により、自治体職員の業務の引継ぎ、ノウハウの構築を可能に。

自治体K

- ・ 毎年立入調査が始まる前に、各項目の判断基準についてどのような状態であれば指導とするのか、**担当職員ですり合わせを実施**している。
- ・ すり合わせの際は、国から提供されたQ&Aを参考にしている。
- ・ また、**新しく基準が改正されたものや、前年度の立入調査で判断に迷うような事例を中心にマニュアルを作成し、職員で共有**している。

自治体G

- ・ 自治体職員の特性上、異動で保育知識のない職員が配属されてしまう。そのため、**判断する際に確認するポイント等をまとめたマニュアルを作成**している。
- ・ このマニュアルを活用し、**6月上旬に全体で指導監督に関する研修を実施**し、引継ぎやノウハウの蓄積を行っている。
- ・ また、現場で判断に迷ったときは一旦持ち帰るようにしている。当該自治体では**2か月に1回会議を実施しており、文書指導する予定の施設の状況、指導項目、判断理由等を話し合うようにしている。**

経験の浅い職員でも立入調査ができるよう、他部署での経験やチェックリストで補填

ポイント

- 経験の浅い職員でも立入調査の確認ポイントがわかるように、独自のチェックリストを作成。
- 認可保育施設の立入調査で経験を積むことで、認可外保育施設の指導監督基準の解釈が可能に。

自治体L

- 自治体独自の様式のチェックリストを作成し、経験の浅い職員でも立入調査の確認ポイントが容易にわかるようにしている。
- チェックリストは、運営状況報告書と同じような内容だが、立入調査前日の状況を把握するような内容も追加されており、職員名簿については、名前だけ事前に記入してもらい、立入調査当日に確認する運用としている。さらに、虐待等の禁止に関する項目を確認している。送迎バスの事故防止の観点では、登園時の確認項目や、「マニュアルがあるか」といった確認項目を設けている。
- また、安全計画の作成が義務化されたため、当日確認用に自治体側で安全確認のチェックリストを個別に作成している。

自治体H

- 認可保育施設の立入調査で経験を積んでから、認可外保育施設の主担当となるようなステップを踏むようにしている。
- 認可外保育施設の指導監督基準は表現や解釈が難しいところがあるが、認可保育施設の指導監督基準は、細かく基準が設定されている。認可保育施設の立入調査で経験を積むと、認可外保育施設の指導監督基準がある程度読み解けるようになる。

業務の引継ぎや知識習得のために、組織編成や部署異動のタイミングを考慮

ポイント

- 担当の領域を作ることによって保育全体について知識が不足している自治体職員でも、深い知識を得ることが可能に。

自治体J

- **立入調査は事務、栄養、保育と3班に分かれて実施**している。それぞれが担当の項目の専門となることで、知識の不足している職員も知識を身に付けやすい体制としている。

自治体A

- 立入調査を行う指導監督部門の調査員に対しては、**先輩職員による研修の実施や立入調査同行等の機会を設ける**などの取組みを行っている。
- また、これまでの疑義回答や検討内容を蓄積・共有するとともに、巡回支援指導員の専門的知見からの意見なども参考に、組織として適切に対応できる体制を構築している。

Ⅲ 巡回支援指導員活用による効果について

巡回支援指導員による定期的な巡回によって保育施設との相談回数が増え、保育施設との関係性の構築につながった

ポイント

- ・ 巡回支援指導員を活用したことにより、保育施設との接触頻度が増え、自治体と保育施設の関係性の構築につながった。

自治体B

- ・ もともと少ない人数で実施していたため、巡回支援指導員を活用することで、施設へ訪問する時間が確保できるようになった。
- ・ 全施設訪問することができたため、自治体と保育施設との連携ができるようになった。

自治体F

- ・ 重大事故防止の観点から、指導監督等の業務の体制を強化するため、巡回支援指導員を配置している。
- ・ 巡回支援指導員が施設と関係性を構築してくれるため、自治体へ日々相談、問い合わせがくるようになっている。指導も受け入れてもらいやすい状態になっている。
- ・ 施設に寄り添った対応により、施設の特性を理解しながら、一定の質を確保していくことに取り組んでいる。

巡回支援指導員による定期的な巡回によって保育施設との相談回数が増え、保育施設との関係性の構築につながった

自治体A

- 巡回支援指導員が施設に寄り添いながら、専門的見地からの適切な指導・助言を繰り返し行っている。
- 巡回指導は、支援の側面もあり、施設側が質問や相談をしやすい場でもある。巡回支援指導員を活用し、巡回指導を積み重ねていくことで、施設側との信頼関係を構築している。

自治体職員ではわからない保育の専門的な助言や指導を施設側に行うことで、適宜改善が行われ保育の質の向上につながった

ポイント

- 自治体職員ではわからない、保育の専門的な指導が可能に。
- 自治体の立入調査の質も向上し、保育施設も専門的なアドバイスを受けることで保育の質の向上につながっている。

自治体B

- 元保育所職員が専門的な面でアドバイスをしているため、保育施設との連携ができ、かつ保育の質の向上に貢献している。
- 巡回支援指導員が巡回指導を実施し、必要に応じて自治体職員と立入調査を実施する体制をとっているため、1施設にかける時間が確保でき、自治体と保育施設の関係性の構築につながっている。

自治体G

- 立入調査において、巡回支援指導員に午睡チェックや、こどもの心に寄り添った保育ができていますか等、自治体職員ではわからない部分を確認してもらっている。
- 事故防止の観点からも現場で指導、確認をしてもらえるため、立入調査の質は向上したと考えている。施設側も自治体職員からは受けることができないアドバイスを受けているため、参考になっている。

自治体職員ではわからない保育の専門的な助言や指導を施設側に行うことで、適宜改善が行われ保育の質の向上につながった

自治体E

- 管内の認可外保育施設において、**こどもの死亡事故が発生したことを機に**、県として指導監督体制の見直しを行った。
- 具体的には、**こどもの安全面に関し、専門的知見からの指導監督を強化するための対応**の1つとして、巡回支援指導員の活用に至った。立入調査で、施設の保育士と信頼関係を構築しながら、指導監督していくためには、専門的知見に基づき、現場を理解しながら、助言・指導をしていく必要がある。これらの対応は、自治体の正規職員のみでは中々カバーすることができないため、巡回支援指導員の活用により、補填している。

自治体H

- 自治体職員だけでは保育に関する専門的な知識が不足しており、**専門的な知識を取り入れたかった**ため、活用した。
- 立入調査の際は、自治体職員と巡回支援指導員での役割分担はなく、保育士とそれ以外で役割を分担している。**保育士には保育計画等の保育の専門的な領域を確認**してもらい、職員の保育士資格等の確認や食事提供については、栄養士、自治体職員が確認をすることで、**保育に関する専門的な領域を細かくチェック**することができる。

IV 適合促進に向けた自治体の取組み

ハローワークと協力して、有資格者不足の施設における保育士の採用を支援

ポイント

- ・ 保育士の採用を自治体が支援することで、人手不足の保育施設と求職者のマッチングを図っている。

自治体B

- ・ 就労に関しては各施設で募集をしているところではあるが、自治体としては情報提供の一環として委託している県の社会福祉協議会や市の保育園連盟と協力して「保育士フェア」等を実施し、保育士の就労に関する情報発信を行っている。
- ・ ハローワークや県の社会福祉協議会、市の保育園連盟で年に数回実施し、マッチングを図っている。
- ・ マッチングした数は多くはないが、実際採用に至ったケースはある。現在は各団体で年2回程度実施しているが、今後は回数を増やす等検討をしている。

保育施設への継続的な情報提供や研修により、注意喚起や意識改革を実施

ポイント

- 保育施設へ継続的に情報提供、研修を実施することで、注意喚起、安全に対する意識改革につながっている。
- 前年度の指導項目を集計し、施設に配布することで、注意喚起、指導監督基準に対する意識改革につながっている。

自治体D

- 毎年5月に認可外保育施設向けに研修を実施している。
- 2部構成にしており、1部は行政説明、2部は毎年テーマを変えて実施している。
- 2部のテーマについてはアンケートをもとに決定しており、保育施設の関心が高いテーマ、疑問を解決するテーマを選定し、保育の質に関する情報提供の場としている。

自治体E

- 県庁において、認可外保育施設向けの「事業所内保育施設等保育従事者研修」を実施しており、現場職員の安全対策に関する意識や保育の質の向上に取り組んでいる。
- 認可外保育施設向けの研修については、毎年度、テーマを変えて実施している。過去の死亡事故を踏まえ、午睡の確認方法等の重要事項に関しては、毎年の研修内容に含めることとしている。

保育施設への継続的な情報提供や研修により、注意喚起や意識改革を実施

自治体K

- 他の施設がどのような項目で指導となっているか、注意喚起の意味も込めて、**前年度指摘の多かった項目を集計し**、施設に配布している。
- **他の施設の指導事項を共有することで**、どのような点に気を付ければよいのか、**指導監督基準を満たそうという意識が高まっている。**

施設の改善計画を可視化することで、進捗管理を実施

ポイント

- ・ クラウドシステムに改善項目と今後の方針を記録することで、施設との情報共有および改善の進捗管理が可能に。

自治体

- ・ 立入調査の際に、市で独自に契約しているクラウドシステムに改善項目を入力している。
- ・ 立入調査の終了時に、施設側にクラウドシステムの入力結果を見せながら、どの項目について、どのように改善したらよいかすり合わせを実施し、今後の対応予定等を相談しながら記録ができるようにしている。
- ・ クラウドシステム上でデータの共有はできていないが、改善の進捗確認等する際に有用である。

保育施設の業務過多を改善するためのアドバイスを実施

ポイント

- 施設に対して保育士の困りごとや障がい児サポート等の専門的なアドバイスを行い、保育士の業務負担軽減に努めている。

自治体L

- 指導監督基準に対する助言だけでなく、**保育士の負担を減らすための相談業務に積極的に取り組んでいる**。保育士の業務過多が少しでも解消すれば、**忙しくて手が回らない研修の実施等、改善につながる**と考えている。
- 保育士の困りごとに対する一般的な助言や、障がい児のサポートに関する情報提供等**、アドバイスに努めている。特に、近年「気になる子」の相談が増えている。保育士が疲れきってしまう場合もあるため、専門的な知識を持ち対応する必要があると考え、参考資料の提供や研修の案内を行ったり、療育を勧める等の対応も実施している。

幼児教育・保育の無償化の経過措置期間について、施設、保護者に対して周知

ポイント

- 令和6年9月末に幼児教育・保育無償化の経過措置期間が終了することについて、改めて注意喚起を行うため、対象となる国が定める指導監督基準を満たす旨の証明書を有していない保育施設へ周知。市区町村を通じて保護者へも周知。
- 無償化対象外の施設であっても、指導監督基準適合のために指導を実施。

自治体A

- 令和6年10月以降、指導監督基準に適合していない場合は無償化の対象外となることについて、**対象となる国が定める指導監督基準を満たす旨の証明書を有していない認可外保育施設に改めて周知し、保護者に対しても必要な説明を行うよう指導**している。
- 併せて、管内の市区町村に対し、認可保育施設の翌年度入園案内を行うタイミング及び二次募集を行うタイミングで、対象となる認可外保育施設に通う保護者に対して、認可保育施設の入所申込手続きの案内等を依頼している。

繰り返しの指導と、継続した確認により不適合の改善を実現

ポイント

- 継続的な取組みの確認を実施し、指導事項が解消したかどうかを判断。
- 日々の意識・対応の積み重ねを確認するために、抜き打ちでの訪問を実施。

自治体D

- 児童の健康診断、避難訓練
 - 健康診断は、1名でも不足していれば指導としている。避難訓練については1か月でも実施の漏れがあれば指導とし、改善報告書を提出してもらう。
 - 立入調査において、長期間健康診断や避難訓練の実施が確認できなかった場合は、継続確認期間を設け、次回立入調査で改善の確認を行っている。

自治体C

- 安全管理体制
 - 安全管理体制が十分ではないことに対する指導がある。安全確保面については、調査時の対応のみではなく、日々の意識・対応の積み重ねによる改善が必要であると思われるため、指導後の改善報告の内容で、気になる点があれば、数か月後に施設を訪問し、状況確認を行っている。
 - その後改めて、改善方針に関する資料を提出してもらったうえで、それでも改善が十分でないと思われる場合は、再度、抜き打ちで訪問・確認を行っている。

繰り返しの指導と、継続した確認により不適合の改善を実現

自治体E

- 保育室の面積要件、安全計画
 - 通常の活動の場を山等の野外としている「自然保育」という業態があり、保育室の面積要件を満たさず、繰り返し指導しているが、**事業者の意向・方針上、理解が得られないこと**や物理的に迅速な対応が難しく、指導等のやり取りを繰り返しているケースがある。
 - 野外の活動場に柵を設置するよう指導しても、事業者側の方針（こども自身が危機管理能力を身に付けるために柵の設置は不要）と中々折り合いがつかなかったが、**こどもの安全確保の重要性の説明や、対応のための補助金の案内を行い、3年やり取りを続けた結果、改善された。**

自治体M

- 虐待
 - 「虐待をしないこと」、「虐待に対する研修に取り組むこと」を求める形で、文書指導とした。
 - **再度の立入調査を実施し、研修等の取組みと、状況の改善を確認している。**現状は改善されている。

関連機関と協力し有資格者の配置状況を改善

ポイント

- インターナショナルスクールにおいて、施設側の求める人材と、採用可能な人材の妥協点を探り、採用につなげている。
- 人材の採用から保育士資格の取得を目指す施設もある。

自治体L

- 有資格者の配置
 - インターナショナルスクールにおいて英語を話せる保育士が不足しており、有資格者の配置基準が満たせない傾向にある。**保育士・保育所支援センターに求人を出す**ように勧めており、支援センターの職員とともに園を訪問し、具体的な状況を伺い、支援センターでも人材を探してもらう取組みを実施。その結果、**該当する人材を採用することにつながった。**
 - また、施設側の要望は、「英語がスムーズに話せること」である場合が多いが、「**英語に関心がある**」等の妥協点を探り、調整を図っている。**英語を話すことができる人材を採用し、のちに保育士資格取得を目指す取組み**を始めた施設もある。

証明書の返還、はく奪等厳しい対応を実施

ポイント

- 継続した取組みの確認や、再三の改善要請に対しても改善がみられないケースにおいて、証明書の返還、はく奪を実施。

自治体M

- 令和4年度に、ある施設に対して、文書指摘時に一度証明書を返還してもらった。
- その後、指摘解消時に、証明書を施設に発行したが、令和5年度に再び文書指摘が発生したため、再度証明書を返還してもらった状態である。



本報告書の著作権は、KPMGコンサルティング株式会社に帰属します。子ども家庭庁・自治体を除き、弊社の事前の承諾なく、本報告書の全部または一部を複製、転載、配布等を行うことを禁止します。ただし、著作権法において認められている利用については弊社の承諾なくご利用できます。本報告書には、公開情報とともに、本調査に利用する承諾を得たうえで、ヒアリング等で第三者から提供を頂いた情報も含まれています。これらの情報を含め、報告書の内容には万全の配慮をしておりますが、その保証をするものではありません。本報告書は、利用者ご自身の責任においてご利用ください。掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して、弊社は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

© 2024 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.